

旅館業に係る構造設備及び衛生措置の基準

■ 構造設備の基準（久留米市条例） 1/2

◎：経過措置

市条例			区分			内 容	判定
条	項	号	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿		
3						政令第1条第1項第8号の規定による <u>旅館・ホテル営業</u> の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。	—
	1		○			客室は、収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。	
	2		○			客室は、窓等により自然光線を十分に採り入れることができる構造とすること。	
	3		○	○	○	入浴施設は、次の要件を備えたものであること。【★特例施設の緩和あり】	—
	ア		○	○	○	浴室は、清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。【★特例施設の緩和あり】	
	イ		○	○	○	共同用の浴室には、適当な広さの脱衣室が設けられていること。【★特例施設の緩和あり】	
	ウ		◎	◎	◎	原湯を貯留するための槽（以下「貯湯槽」という。）には、貯湯槽の温度を通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上保つことができる加温装置が設けられていること。ただし、これにより難しい場合においては、貯湯槽内の湯水を消毒するための設備が設けられていること。【★特例施設の緩和あり】	
	エ		◎	◎	◎	原水又は原湯を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続されず、かつ、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。【★特例施設の緩和あり】	
	オ		◎	◎	◎	循環している浴槽水を使用する浴槽は、循環している浴槽水を浴槽の底部に近い箇所です供給する構造であること。【★特例施設の緩和あり】	
	カ		◎	◎	◎	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を使用しない構造であること。【★特例施設の緩和あり】	
	キ		◎	◎	◎	屋内の浴槽は、配管等を通じて、屋外の浴槽内の湯水が屋内の浴槽内の湯水に混入しないような構造であること。【★特例施設の緩和あり】	
	ク		◎	◎	◎	気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、空気取入口から土ほこりが入らないような構造であること。	
	ケ		◎	◎	◎	ろ過器を設置する場合は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう、ろ過器の前に集毛器を設けること。【★特例施設の緩和あり】	
	コ		◎	◎	◎	浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。【★特例施設の緩和あり】	
	サ		◎	◎	◎	浴槽水を回収するための槽（以下「回収槽」という。）内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合においては、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられること。【★特例施設の緩和あり】	

旅館業に係る構造設備及び衛生措置の基準

■構造設備の基準（久留米市条例） 2/2

市条例		区分		内 容	判 定
条 項 号		旅館・ホテル	簡易宿所 下宿		
4				政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。	—
	1		○	客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。	
	2		○	客室は、窓等により自然光線を十分に採り入れることができる構造とすること。	
	3		○	入浴施設の構造設備の基準については、前条第3号の規定を準用する。	—
5				政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。	—
	1		○	客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。	
	2		○	客室は、窓等により自然光線を十分に採り入れることができる構造とすること。	
	3		○	入浴施設の構造設備の基準については、第3条第3号の規定を準用する。	—
6				（構造設備の基準の特例） 市長は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる範囲内において、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に掲げる基準を緩和することができる。	—
	1			旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設 第3条第3号（第4条第3号において準用する場合を含む。）の基準	
	2			前号に掲げる施設以外の施設 第3条第3号工（第4条第3号又は第5条第3号において準用する場合を含む。）の基準	
附則	2			（経過措置） 第3条第3号クからサまで（改正後の第4条第3号及び第5条第3号において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受ける旅館業の施設について適用し、同日前に許可を受けている旅館業の施設については、これを改築する場合を除き、なお従前の例による。⇒◎	—